

第78回小田原市開発審査会 会議録

1 日 時 平成30年4月19日(木) 午後2時から午後2時30分まで

2 場 所 小田原市役所 6階 602会議室

3 出席者

小田原市開発審査会委員

会 長	田 村 泰 俊 (法 律)
会長職務代理者	稲 橋 信 克 (経 済)
委 員	荒木田 美香子 (公衆衛生)
委 員	黒 川 光 訓 (行 政)

小田原市

処分庁

開発審査課長	吉 野 浩 二
開発審査課副課長	小 澤 裕
開発審査課副課長	弓 削 並 木
開発審査課主査	上 島 隆 之
開発審査課主査	岩 崎 大
開発審査課主査	早 坂 忠 明

事務局

都市政策課長	鈴 木 裕 一
都市政策課副課長	菅 野 孝 一
都市政策課都市政策係長	田 中 孝 佳
都市政策課主査	宮 川 智 子
都市政策課主査	山 口 洋 平

傍聴者

0人

- 稲橋委員 この用水路は南側から北側に流下させているのか。
- 弓削開発審査課副課長 北側から南側に流下させている。
- 稲橋委員 雨水は、墓地区画中央を通る東西の破線で示された集水管に集水され、調整池へ流し込まれていくというイメージだが、南側はどのようにして流下させるのか。
- 弓削開発審査課副課長 墳墓部分については北側の集水管の集水枡等に勾配をつける。緑色の部分は植栽であるため高さ調整等で対応していく。
- 稲橋委員 集水管に向かって南北の両側から雨水を集めるというイメージか。
- 弓削開発審査課副課長 そのとおりである。
- 小澤開発審査課副課長 墓園の周りには小さな擁壁等を設置する旨の話を聞いており、墓園の外には雨水等が出ていかないようにする。全体的な水勾配を南側から北側へ流し込む形で、あくまでも墓園の水は雨水抑制施設にすべて集まるように処理をするということで話を聞いている。
- 田村会長 他に意見・質問等もないため、これで承認するというところでよろしいか。
- (全員承諾)
- 田村会長 それでは、異議がないので、本件は承認することに決定する。
続いて報告事項について処分庁から説明をお願いする。
- 弓削開発審査課副課長 (報告事項)
- 田村会長 本件について、意見・質問等があれば発言をお願いしたい。
- 田村会長 建築や開発は専門的な分野であるため、なかなか市民の理解を得られないところが多いように思うが、過去の小田原市はこれらの分野に関してパブリックコメントを実施してどれくらい市民の理解を得られてきたか。
- 岩崎主査 開発許可制度の条例、規則、審査基準の改正について多数の意見があったが、それらを反映したうえで改正内容としたため、市民の理解を得られた。
- 稲橋委員 今までの制度が廃止されることによって支障が生じる具体的な課題というのがここで言っている提案基準⑳・㉔・㉕のことであるか。
- 弓削開発審査課副課長 そのとおりである。
- 稲橋委員 専用住宅及び兼用住宅への用途変更に限られてしまうのを何とかしなくてはならないということか。
- 弓削開発審査課副課長 そのとおりである。

稲橋委員 その案は新しい制度である集落持続型の開発許可制度の趣旨に沿っていると考えて良いか。

弓削開発審査課副課長 そのとおりである。

稲橋委員 従来とほとんど同じような制度になり兼ねないということを危惧しているが。

弓削開発審査課副課長 そのようなことはない。

稲橋委員 一般的な話として既存の制度を変えようとする時にどうしても経過措置というものが出てくる。それは救済措置として必要なものであると理解できるが、それ以外に救済措置と称するような必要性はどこにあるのかという気持ちがある。それが具体的にはこのようなものだと説明されるわけだが、それと従来との違いを聞きたくならない。

岩崎主査 新しい制度は既存集落の維持と営農環境の保全を趣旨としている。現在既存宅地は34条12号と14号で運用しているものがあるが、新しい制度は11号、連たん区域で開発したものも併せて制度化したものになっており、こちらの提案基準の改正の趣旨は新たに宅地化をするものではないということであるため、新しく作った制度の趣旨にも合致していると考えている。

稲橋委員 これまでのものの考え方の良さも取り入れているということか。

弓削開発審査課副課長 そのとおりである。

田村会長 他に意見・質問等もないため、これで終了するというところでよろしいか。

(全員承諾)

田村会長 最後に先生方や事務局から何かあればお願いしたい。

都市政策課長 次回の日程は7月以降になるかと思うが、まだこのタイミングでははっきりしていないため、また改めて日程調整をさせていただきたい。

田村会長 以上をもって開発審査会を終了する。

(会議終了)

以上、小田原市開発審査会条例施行規則（小田原市規則第60号）第3条第1項の規定により、会議録を作成し、同条第2項の規定により、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

会 長

議事録署名人
